

八戸市建設部所管財産等境界確定事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八戸市長（以下「市長」という。）が管理する公共用財産（以下「財産」という。）とこれに隣接する土地との境界確定に係る事務について、必要な事項を定めるものとする。

(財産の範囲)

第2条 この要領で取り扱う財産は、次の各号の用に供されている土地とする。

- (1) 市道
 - (2) 準用河川
 - (3) 八戸市法定外公共物管理条例（平成14年条例第49号）第2条に定める法定外公共物
- (申請者)

第3条 市長は、次の各号に定める者又はその代理人から境界を確定するための協議（以下「協議」という。）の申請があった場合は、これに応じるものとする。

- (1) 当該財産の隣接する土地の所有者（以下「申請者」という。）
- (2) 国又は地方公共団体
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認める者

2 申請者が次の各号に掲げる者である場合は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人が申請者である場合 当該法人の代表者（ただし、法人が解散又は倒産した場合は、その清算人又は破産管財人とする。）
- (2) 共有地の場合 共有者全員（ただし、共有者の一人が他の共有者全員の委任を受けて申請することができる。）
- (3) 土地所有者が死亡している場合 相続人全員（ただし、相続人の一人が他の相続人全員の委任を受けて申請することができる。）又は、遺産分割協議書で相続人が特定される場合はその相続人、若しくは相続財産管理人
- (4) 土地所有者が制限行為能力者である場合 土地所有者及び法定代理人
- (5) 開発行為等に係る場合 隣接者全員（ただし、隣接者が多数で、当該開発行為をしようとする者が隣接者全員の委任を受けて申請することができる。）

3 申請者は、境界確定に係る申請から合意までに関する一切の権限について、代理人に委任することができるものとする。

(協議の申請)

第4条 申請者は、土地境界確定協議申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に記載し、申請者及び代理人記載欄に記名押印又は職印をした上で、次の各号に掲げる書類を添えて市長に1部提出するものとする。

- (1) 印鑑登録証明書 申請者（他市長が特に必要がないと認める者を除く。）に係るもので、申請書の提出前3箇月以内に発行されたもの。
- (2) 隣接土地所有者調書（第2号様式） 申請地、申請地に隣接する土地（以下「隣接地」という。）及び必要な対側地を記載し、作成者記載欄に、記名押印又は職印をした上で提出すること。

- (3) 位置図 縮尺 1,000 分の 1 から 3,000 分の 1 程度の住宅地図等によることとし、申請箇所を朱色で表示したもの。
- (4) 地図（公図等）の写し（一般財団法人民事法務協会が提供する登記情報提供サービスにより出力されたものを含む。） 不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条に規定する地図又はこれに準ずるものとして法務局に備え付けられている図面で、境界確定協議申請に係る財産に隣接する土地全てを入れたもの。
- (5) 登記事項証明書等 申請地又は隣接地、及び必要な対側地の登記事項証明書（一般財団法人民事法務協会が提供する登記情報提供サービスにより出力されたものを含む。）もしくは登記簿謄本で、申請書の提出前 3 箇月以内に発行されたもの
- (6) 相続又は承継を証する書類（戸籍謄本、相続関係説明図、遺産分割協議書等） 申請者が相続人又は承継人である場合（特別な事情により提供が困難である場合を除く。）
- (7) 法定代理人であることを証する書類（成年後見人登記事項証明書及び法定代理人の住民票）申請者が制限能力者である場合
- (8) 委任状（第 3 号様式） 代理人又は代表者が申請を行う場合
- (9) 現況実測平面図（公図と現況を重ね合わせたものであれば、なお可）
- (10) その他市長が必要と認める書類
（申請書の受付）

第 5 条 市長は、前条の規定により申請書が提出された場合、これを審査し、協議を行うのが適当と認めたときは、これを受け付けるものとする。ただし、申請地が境界若しくは所有権について訴訟係属中である場合、若しくは土地改良事業等により換地処分を受けることが確実な場合は受け付けない。

2 前項の申請書は八戸市道路維持課窓口に提出するものとする。（原則、郵送による申請は受け付けない。）

（事前調査）

第 6 条 申請者は、協議を行おうとするとき、あらかじめ当該財産の位置、形状又は幅員等について調査するものとする。

（協議の方法）

第 7 条 市長は、協議を行うとき、原則として現地における立会いにより行うものとする。ただし、申請者が、市長の指示した公共用財産の幅員等に基づいて行った隣接者との協議が整い、かつ、その内容が適当と認められる場合は、この限りでない。

2 市長は、前項本文の規定による協議を行おうとするとき、申請者から他の隣接者に対し、立会いの日時及び場所等を連絡させるものとする。

3 市長が必要と認める場合は、申請者から当該申請地の対側地の所有者に対し、立会いの日時及び場所等を連絡させるものとする。

4 市長は、第 1 項本文の規定による協議を行う場合、特に必要があると認めるときは、参考人の立会いを求め、意見を聞くことができる。

5 申請者又は隣接者が協議のための代理人を選任したとき、市長は、委任状その他の方法により受任者を確認するものとする。

(境界確定の箇所)

第8条 市長は、協議を行うとき、申請地、隣接地及び対側地のすべての境界について、行うものとする。ただし、市長が特に必要ないと認める場合は、この限りでない。

なお、以下の場合のほか、市長が特に適当と認める場合においては、対側地の境界線の確定は要しない。

- ① 土地区画整理事業、土地改良事業及び国土調査法に基づき、数値法での地籍調査が完了している地域
- ② 公共物管理者の保有する資料又は施設により境界が明確な場合
- ③ 過去において、対側地の境界確定が完了している場合

(境界標の設置)

第9条 市長は、協議が成立したとき、原則、その区間の筆界点に境界標を設置するものとする。

2 前項の境界標とは、永久標識によるものとする。ただし、これによることが困難又は不適當であるときは、市長と打合せの上、その他の適当な方法によりこれに代えることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、申請者が仮に設置した標識（以下「仮杭等」という。）により協議が成立したときは、その仮杭等を境界標とすることができる。この場合において、仮杭等の種類は、前項の規定を準用する。

4 境界標の無償支給について、市章入りの境界標（杭・プレート）は、第2条に規定する土地、申請地、申請地所有者と異なる所有者の隣接地に接する境界点のみ提供できるものとする。

(境界確定図の提出)

第10条 市長は、協議が成立したとき、申請者に対し、次の各号に掲げる事項を表示した境界確定図を速やかに1部提出させるものとし、その内容に誤りがない場合には、境界を確定するものとする。

(1) 実測平面図 縮尺は、市街地地域にあつては250分の1、村落・農耕地域にあつては500分の1、山林・原野地域にあつては1,000分の1を標準とし、土地の形状、地番、境界確定線、境界標の位置並びに境界標間の距離及び境界標と引照点との距離を表示したものとする。（基本三角点等に基づく測量の成果による座標値、使用した基準点等は全て表示する。）

(2) 横断面図 縮尺は、原則100分の1とする。

(3) 座標値及び詳細図 座標値は、記載する基準点等及び境界点の座標値は公共座標値とする。ただし、市長が特に必要がないと認める場合は、任意の座標値とすることができる。

(4) 同意書 申請地と隣接地等の地番、立会い年月日、同意年月日、土地所有者等の住所の記載及び土地所有者の署名捺印等をし、申請地との境界について異議なく同意する旨を記載してあること。

(5) 境界標の写真帳

2 第1項の図面は、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）に基づく土地家屋調査士又は測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士が作成したものとし、測量年月日並びに図面作成者の資格及び氏名を記名押印したものとする。

3 境界確定図の標準処理期間は、内容に不備なく受理された日から閉庁日を除き10日とする。

(協議の不調)

第 11 条 市長は、協議が成立しなかった場合又は立会后 1 年を経過してもなお同意が得られない場合は、協議が成立する見込みがないものとして協議不調事案として処理する。また、協議が成立しているにもかかわらず、申請者が境界確定図を提出しようとししない場合も同様に扱うものとする。

(再協議)

第 12 条 市長は、既に協議が成立した箇所について、再度の協議は行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、隣接者全員の同意があった場合は、この限りでない。

- (1) 境界を変更すべき合理的な理由があると認められるとき。
- (2) 境界の復元が現地において著しく困難であると認められるとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

(雑則)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。